

経理・財務“受難の時代”は、 変革のチャンス

第一回

減価償却制度の改正

川野克典

ベリンゲポイント株式会社
マネージングディレクター

「財務報告に係る内部統制の評価および監査に関する実施基準」がようやく確定し、上場企業の日本版SOX対応が本格化した。

しかし、経理・財務が直面している課題は、日本版SOX対応だけではない。

二〇〇七年度（二〇〇七年四月一日以降に開始する事業年度）以降、対応しなければならぬ課題は多い。税制改正、決算早期化、

棚卸資産の評価基準の変更、リース会計、四半期報告、在外子会社の会計処理統一、関連当事者の開示強化等、会計基準等の変更は続く。

これらの課題を受身で対応するか、企業変革のチャンスとして対応していくか、経理部門の役割が問われる時期にあると言えるよう。

第一回は、二〇〇七年度税制改正、

その中でも減価償却計算制度の改正に焦点を当てたいと思う。

二〇〇七年度税制改正

閣議決定した「平成一九年度税制改正の要綱」（以下要綱）によると、中小企業関係税制、国際課税、組織再編税制・信託税制、金融・証券税制、住宅・土地税制等の改正、納税環境整備も含まれているが、企業にとって最も影響の大きいのが、減価償却制度の抜本的見直しであろう。

要綱によると、平成一九年四月一日以後に取得をする減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の一〇〇分の九五相当額）および残存価額を廃止し、耐用年数経過時点に一円（備忘価額）まで償却できるようにする。

また、定率法を採用する場合の償却率は、定額法の償却率（ $1 / \text{耐用年数}$ ）を二・五倍した数とし、特定事業年度以降は残存年数（耐用年数から経過年数を控除した年数）による均等償却に切り換えて一円まで償却できる（以下二五

〇%定率法）。この特定事業年度とは、償却中のある事業年度における残存簿価を既存耐用年数で一円まで均等償却した場合の減価償却費が定率法により計算した減価償却費を上回ることとなった場合の当該事業年度をいう。なお、平成一九年三月三十一日以前に取得をした減価償却資産についても、償却可能限度額まで償却した事業年度の翌事業年度以後五年間で一円まで均等償却ができるようになる。

さらに、フラットパネルディスプレイ製造設備、フラットパネル用フィルム材料製造設備、半導体用フォトレジスト製造設備の法定耐用年数が五年に短縮される。

減価償却制度見直しの影響

この減価償却制度の見直しは、経理部門にどのような影響をもたらすであろうか。

減価償却費は、会社が費用処理しない限り、税法上の損金とならない。したがって、一般に従来の

減価償却方法等を継続した場合、損金不算入が発生するので、多くの企業が、会計上も減価償却方法の変更には踏み切ると思われる。その結果、二〇〇七年度の減価償却費等が増加し、利益を圧縮することになる。社内に減価償却費等の増加を周知し、一層の原価低減に努め、利益の維持、拡大を図る必要がある。

このように税制改正による減価償却費の増加は短期的な利益を減少させるが、キャッシュフローの面は法人税等の額が減少する分だけ増加する点に注意すべきである。しかし、中長期的には、法人税等が後払いになった金利分だけしか、利益、キャッシュフロー共に影響を与えない。

実務的には、二五〇%定率法は、定額法の計算も必要となるため、固定資産システムのプログラム変更が必要となる。また、既存設備についても、備忘価額までの均等償却のプログラム変更が必要となる。

また、従来の減価償却方法等に基づいて、二〇〇七年度の予算編成、標準原価の設定を行った企業は、予算統制の有効性、原価計算の精度確保のために、予算、標準原価の見直しが必要な場合も考えられる。特に、四半期決算時に予算の減価償却費を用いている企業は必須だろう。

なお、固定資産（償却資産）税の申告には変更がないため、法人税と地方税法の償却方法に差が生じる点にも留意が必要である。

減価償却計算の見直しのすすめ

今回の税法改正に基づく会計上の減価償却方法等の変更は、一九九八年度税制改正による建物の減価償却方法変更と同じく、公認会計士協会の監査委員会報告第六五号に記載された「正当な理由」に基づく変更であると判断されることになる。しかし、本来は税法で規定されていることを理由にして、会計上の変更が容

認される訳ではない。既に減損会計の導入によって、減損損失を計上すると、減損損失を計上した期以降の減価償却費は、税法上と会計上で差異が生じてしまい、両者を一致させる考え方は崩れているのだ。

そこで、今回の改正を機に、減価償却計算の抜本的な見直しを提案したい。国際的には、経済的耐用年数、残存価額ゼロ（備忘価額）、定額法が主流である。日本企業の中でも、これらに基づき減価償却を行っている在外子会社は少なくない。二〇〇七年度の税制改正では、残存価額ゼロ、一部償却資産

についてのみ実態に合わせた法定耐用年数への変更が実施されたが、二〇〇八年度以降、資産区分の見直し、耐用年数の抜本的見直しが行われる予定である。一方、会計上も、二〇〇九年度に資産除去債務の導入も予定されている。

これらの制度変更を見通した上で、以下の観点から、自社にとって最も適正な減価償却方法、耐用

年数を検討すべきである。①早期に減価償却を実施することで、帳簿価額を早期に引き下げ、貸借対照表の適正化を図ることで将来の業績に対するリスクを軽減する。②適正な期間損益計算を実施し、内外の利害関係者（経営者、株主他）の意思決定の判断を誤らせないようにする。③早期にキャッシュフローを蓄積して、次の設備投資の原資を回収し、他社に先んじて設備投資を実施することにより、競争力の維持、向上を図る。

このようなことを書くと、事務量の制約から減価償却計算の見直しはできないとの声が聞こえてきそうだが、事務的制約が企業の成長を妨げてはならない。経理・財務は、保守的であってはならず、会計処理も戦略の一部と認識し、企業の安定的成長に向けた会計処理を行うべきである。

